



練馬区保健所における精神障害者保健福祉手帳の申請書類紛失について

と き 平成27年(2015年)4月2日 発表

と ころ 練馬区保健所保健予防課

練馬区保健所保健予防課において、精神障害者保健福祉手帳の申請書類1名分を紛失しました。書類は、氏名、住所、生年月日などが記載された障害者手帳の申請書や診断書等です。

区において、個人情報紛失事故が発生したことを深く反省し、再発防止のための改善を行います。

ご本人様、関係者の皆様に深くお詫びを申し上げます。

【事故の概要】

平成26年12月5日、申請書が区保健相談所に提出された。

同12月8日、申請書は保健予防課に送られた。

通常、保健予防課から東京都に申請書を送った後、3か月程度で都から手帳が発行される場所である。しかし、申請者に届かないことから、平成27年3月31日に入院先の病院担当者から保健予防課に問い合わせが入った。当課で確認を行ったところ、東京都に申請書を送った記録がなかった。

結果として、保健予防課の執務室で紛失した可能性が高いと考えられ、くまなく探したが現在も発見されていない。

【紛失した書類】

- (1) 障害者手帳申請書
- (2) 診断書(精神障害者保健福祉手帳用)
- (3) 写真(縦4cm×横3cm)1枚

【今後の対応】

- (1) ご本人様に紛失事故についてお詫びをいたします。
- (2) 手帳の発行手続きを速やかに進めます。
- (3) 今後、区では再発防止策を早急に実施いたします。

【問い合わせ】 練馬区健康部 保健予防課 精神保健係 電話03-5984-4764